

日本獣医皮膚科学会認定医制度規定

第1章 総則

(目的)

第1条 日本獣医皮膚科学会（以下「本会」という）は、一般獣医臨床における皮膚科診療の充実を図ることにより、本邦における獣医皮膚科学の向上および社会に一層の貢献することを目的とする。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するために、本会は日本獣医皮膚科学会認定医制度（以下「認定医」という）を設け、これを維持する事業を行う。

第2章 認定医制度委員会

(設置)

第3条 本会に、本会会則第 25 条の規定に基づき、認定医制度委員会をおく。

(業務)

第4条 認定医制度委員会は次の業務を行う。

- 1) 認定医講習会に関する業務
- 2) 認定医の認定に関する業務
- 3) 認定医の登録および認定書の交付に関する業務
- 4) 認定医資格の更新に関する業務
- 5) その他、当該制度の運用に必要な業務

(構成)

第5条 認定医制度委員会の委員は本会会則第 25 条規定に基づき、本会の会長が委嘱する。

2. 認定医制度委員会の委員の任期は本会会則 19 条の規定を準用する。

第3章 認定医の認定

(認定医試験の申請資格)

第6条 認定医試験を申請する者（以下「認定申請者」という）は、次の各号のすべてに該当しなければならない。

- 1) 本邦の獣医師免許を有した本会会員

- 2) 認定医講習会研修科目を修了した者
- 3) 本会主催学術事業参加修了証を6カ年以内に3カ年分有した者
- 4) 海外皮膚科学術会議に6年以内に1回以上参加した者
- 5) 学術会議にて筆頭演者として6年以内に1報以上発表した者
- 6) 学術論文を筆頭著者として6年以内に1編以上発表した者
- 7) 現在一般臨床医として皮膚科診療に携わっている者

(認定医試験の申請手続き)

第7条 認定申請者は所定の審査料を添えて、別に定める申請書類を日本獣医皮膚科学会に提出しなければならない。

(認定医試験の審査)

第8条 認定医制度委員会は、認定医試験の申請書類を審査し、要件を満たすと認めた申請者に受験票を交付する。さらに認定医試験を実施し、採点・成績審査を行い、可否を判定する。

(認定医資格の承認)

第9条 認定医制度委員会は合格者に対して、理事会の議を経て認定医としての資格を承認し、合格者を認定医原簿に登録し、認定書を交付する。

2. 認定医に承認された者は、別に定める所定の認定料を本会に納付しなければならない。
3. 認定医資格は3年間とし、3年毎に更新する。

第4章 認定医資格の更新

(認定医資格の更新申請)

第10条 認定医資格の更新を申請する者（以下「更新申請者」という）は、次の各号のすべてに該当しなければならない。

- 1) 本会認定医であること
- 2) 資格取得後、本会主催学術事業参加修了証を3カ年分すべて有した者
- 3) 資格取得後、海外獣医皮膚科学術会議に1回以上参加した者
- 4) 資格取得後、一般臨床医として皮膚科診療に携わっている者

(認定医資格の更新申請手続き)

第11条 更新申請者は、所定の更新審査料を添えて、別に定める申請書類を日本獣医皮膚科学会に提出しなければならない。

(認定医資格の更新認定)

第12条 認定医制度委員会は、認定医資格の更新申請書類を審査し、理事会の議を経て認定医資格の更新を承認し、認定医原簿に更新の記録を行い、認定書を再交付する。

第5章 認定医資格の喪失

(認定医資格の喪失)

第13条 認定医は次の各号の一に該当する時、その資格を喪失する。

- 1) 認定医の資格の更新申請を行なわなかったとき
- 2) 認定医の資格の更新が承認されなかったとき
- 3) 認定医を辞退したとき
- 4) 本会会員の資格を喪失したとき
- 5) 獣医師の資格を喪失したとき

(認定医資格の取り消し)

第14条 本会は認定医が次の各号の一に該当する時、理事会の議を経てその資格を喪失させることができる。

- 1) 認定医として相応しくない行為があったとき
- 2) 認定医の申請または資格更新の申請に虚偽ないし重大な誤りがあったとき

第6章 補 則

(規定の変更)

第15条 この規定は、理事会の承認を経なければ変更することはできない。

(施行細則)

第16条 この規定の施行についての細則は、別に定める。

付 則

1. この規定は平成21年2月24日から施行する。なおそれ以前は、この規則に準じ業務を遂行する。
2. この規定第8条、第9条の認定医認定は平成22年度から施行する。

日本獣医皮膚科学会認定医制度規定施行細則

第1章 総則

(運用)

第1条 日本獣医皮膚科学会認定医制度の施行にあたり、規定に定められた以外の事項については、施行細則に従うものとする。

(適用)

第2条 この細則は、日本獣医皮膚科学会認定医の認定および更新において適用する。

第2章 認定医制度委員会

(構成)

第3条 認定医制度委員会の委員長は、会則第 25 条の規定に基づき、理事会にてアジア獣医皮膚科専門医の資格を有した理事を選任し、会長がこれを委嘱する。

2. 認定医制度委員会の委員は、委員長がアジア獣医皮膚科専門医の資格を有した適任者を選任し、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(業務)

第4条 専門医制度委員会の業務は、この制度の運営に関する調整と統括を主体とし、次のとおりとする。

- 1) 研修目標および内容の検討と改定
- 2) 認定医講習会の企画と運営
- 3) 認定医の認定申請書類の審査
- 4) 認定医資格の更新申請書類の審査
- 5) 認定医試験の問題作成
- 6) 認定医試験の期日の決定
- 7) 認定医試験の会場の設定運営
- 8) 認定医試験の実施
- 9) 認定医試験の採点と成績審査
- 10) 本会以外の団体が行う学術会議や学術雑誌の登録
- 11) その他、必要と認められる業務

(定員)

第5条 認定医制度委員会委員の定数は10名以内とする。

(成立、議決、議事録)

第6条 認定医制度委員会は次の要領に従う。

- 1) 委員会の成立は、委員現在数の2/3以上とし、委任状による出席を認める。
- 2) 議事は、出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は、委員長がこれを決する。
- 3) 議事録は委員長が作成し、本会事務局に保管する。
- 4) 委員会は公開しない。議事録の閲覧は、委員長の許可を得るものとする。

第3章 認定医講習会の受講

(認定医講習会の受講手続き)

第7条 認定医講習会の受講申請に要する書類は、次の通りとする。

- 1) 認定医講習会の受講申請書(様式1)
- 2) 本会在籍を証明する書類(写し)
- 3) 認定医講習会の受講登録料は申請時5,000円とする。
- 4) 認定医講習会の参加費は各回5,000円とする。
- 5) 受講申請は3カ年有効とし、更新にはその都度同様の手続きを要す。

(認定医講習会の内訳)

第8条 認定医講習会は、各年度計2回実施する。科目は基礎、病態、応用分野で1科目90分・18科目(別表1)とし、講師はアジア獣医皮膚科専門医と各領域の専門家で構成する。なお受講単位は6年間有効とする。

第4章 認定医の認定

(認定申請手続き)

第9条 認定医の認定申請に要する書類は、次の通りとする。

- 1) 認定医試験受験申請書(様式2)
- 2) 獣医師免許証(写し)
- 3) 本会在籍を証明する書類(写し)
- 4) 認定医講習会受講一覧表
- 5) 本会主催学術事業参加修了証
- 6) 学会・論文発表等業績(写し)
- 7) 診療実績記録(様式3)

2. 本会主催学術事業参加修了証の発行手数料は各回5,000円とする。
3. 認定医試験受験料は15,000円とする。

(認定医の認定方法)

第10条 認定医の認定は、書類審査と認定医試験によって行う。認定医試験は筆記試験と口頭試問により、年1回行う。

(告示、申請資格)

第11条 認定医制度委員会は、認定申請の受付期間および認定医試験の期日と場所を決定し、認定医試験の6カ月前までに本会会誌、本会ホームページ等によって会員に告示する。

2. 認定申請者は、以下の各号に記したすべての資格要件を満たさなければならない。

- 1) 本邦の獣医師免許を有すること
- 2) 申請期限の日を含めて、3年以上継続して本会会員であること
- 3) 認定医講習会研修18科目を6年以内に受講すること
- 4) 毎年開催される本会学術大会および他の学術事業1回以上(生涯教育セミナー、アジア獣医皮膚科専門医協会主催セミナー等)に出席して得られる修了証を6カ年以内に3カ年分取得すること
- 5) 海外獣医皮膚科学術会議(別表2)に6年以内に1回以上参加すること
- 6) 過去6年以内に獣医皮膚科に関する筆頭学会発表(別表3)が1報以上、さらに筆頭論文発表(別表4)が1編以上あること
- 7) 3年以上の獣医一般診療の臨床経験を有し、過去3年間に主治医として皮膚科600症例(初診100症例含む)の診療実績を有すること

(認定医交付料)

第12条 認定医交付料は40,000円とする。

第5章 認定医資格の更新

(認定医資格の更新申請手続き)

第13条 認定医資格更新の申請に要する書類は、次のとおりとする。

- 1) 認定医資格更新申請書(様式4)
 - 2) 獣医師免許証(写し)
 - 3) 本会在籍を証明する書類(写し)
 - 4) 本会主催学術事業参加修了証
 - 5) 診療実績記録(様式3)
2. 認定医更新審査料は30,000円とする。

(認定医資格の更新要件)

第14条 更新申請者は、以下の資格要件のすべてを満たさなければならない。

- 1) 本会認定医であること
- 2) 資格取得後、毎年開催される本会学術大会および他の学術事業1回以上(生涯教育セミナー、アジア獣医皮膚科専門医協会主催セミナー等)に出席して得られる年間修了証をすべて取得すること
- 3) 資格取得後、海外獣医皮膚科学術会議(別表2)に1回以上参加すること
- 4) 資格取得後、主治医として皮膚科600症例(初診100症例含む)の診療実績を有すること

(認定医資格の更新延期)

第15条 病気、出産、その他やむを得ない事情により認定医資格更新の申請ができなかった者は、認定医資格更新延期申請書およびその事情を説明できる書類を添えて認定医制度委員会に届け出る。認定医制度委員会は認定医資格の更新または呼応する期限の延長を認めることができる。

第6章 認定医資格の喪失

(認定医資格の喪失)

第16条 認定医の資格を失い、または取り消された者は、認定書を会長に返還しなければならない。この者は、認定医原簿から登録を除かれる。

第7章 補則

(書類の様式)

第17条 この施行細則にある各種書類の様式は、別に定める。

(納入金額の不返還)

第18条 すでに納入した各種審査料および認定料等は、いかなる理由があっても返還しない。

付 則

1. この細則は、平成21年2月24日から施行する。またその実施については、この規則の付則に準ずる。
2. この施行細則第9条第4項に規定する認定医講習会は平成19年10月21日から施行する。

3. この施行細則第7条第5項の改正は平成22年2月23日から施行する。
4. この施行細則第11条第4項の改正は平成22年2月23日から施行する。

別表 1. 日本獣医皮膚科学会認定医研修項目一覧

皮膚の基礎科学

1. 皮膚の構造

表皮（角質層、ケラチノサイト、メラノサイト、メルケル細胞、ランゲルハンス細胞）、皮膚基底膜、真皮（コラーゲン、各細胞、血管）、皮膚付属器（毛包、脂腺、アポクリン腺、エックリン腺）、耳道の解剖学、爪の解剖学

2. 皮膚の機能と遺伝学

バリアー機能（皮膚の脂質、フィラグリン、セラミド）、免疫機能、分泌機能、UVに対する抵抗性、細胞間接着、痒みの病態学、発汗機能、動物の遺伝学と遺伝学的手法

3. 皮膚疾患の検査

皮膚の発疹学、皮膚搔爬検査、細胞診、毛検査、細菌培養、皮膚糸状菌の直接検査、皮内試験、抗原特異的 IgE 検査、皮膚生検

4. 皮膚疾患の治療学と薬物

皮膚の外用療法（シャンプー療法、軟膏療法）、抗生物質の使用法、副腎皮質ホルモンの使用法、免疫抑制療法、免疫療法、脂肪酸療法、サプリメント

5. 皮膚の免疫学

微生物に対する免疫機能、アレルギーの免疫状態（サイトカイン、ケモカイン、肥満細胞、化学伝達物質）、抗原貪食と抗原提示、IgE の産生、自己免疫疾患の免疫

6. 皮膚の病理組織学

皮膚組織の処理方法、皮膚の切片作成法、皮膚組織染色法、皮膚の正常組織、皮膚組織の変化（角質増多、表皮肥厚、海綿状態、液状変性、アポトーシス）、皮膚病理組織学のパターン認識法

皮膚病各論（原因、病態、診断検査法、治療法、予後と予防）

7. 外部寄生虫症

ノミ、疥癬虫、ニキビダニ（毛包虫）、シラミ、ツメダニ、ツツガムシ、マダニ

8. 細菌性皮膚疾患

細菌培養、表面性膿皮症、膿痂疹、表在性膿皮症、深在性膿皮症、粘膜膿皮症、ジャーマン・シェパードの膿皮症、アクチノミコーシス、猫のレプラ、ノカルジア症

9. 真菌性皮膚疾患

ウッド灯検査、皮膚糸状菌の検出、真菌培養検査、皮膚糸状菌症、深在性真菌症、マラセチア性皮膚炎

10. ウイルス、リケッチア、原虫性疾患

ウイルス性疾患の検査法、ジステンパー、ヘルペスウイルス感染症、パピローマウイルス感染症、エールリッヒ症、リーシュマニア症、猫のカリシウイルス感染症

1 1. アレルギー疾患

ノミアレルギー性皮膚炎、ノミアレルギー性皮膚炎、接触皮膚炎、食物アレルギー、蚊によるアレルギー、アトピー性皮膚炎、じんま疹、犬の好酸球性皮膚炎

1 2. 自己免疫性および免疫介在性疾患

天疱瘡、エリテマトーデス、フォークト・小柳・原田氏病、多形紅斑、無菌性脂肪織炎、本態性無菌性肉芽腫と化膿性肉芽腫、皮膚血管炎、蕁疹

1 3. 角化異常症

脂漏症（原発性、続発性）、肉芽腫性脂腺炎、ウエストハイランドホワイトテリアの皮膚形成異常症、ビタミン A 反応性皮膚症、肝・皮膚症候群、シュナウザーのコメド症候群、犬の耳輪縁疾患、ペルシア猫の顔面皮膚炎、亜鉛反応性皮膚症

1 4. 内分泌性およびその他の非炎症性脱毛症

甲状腺機能低下症、クッシング症候群、性ホルモン失調症、脱毛症 X、季節性側腹部脱毛症、カラーダイリューション脱毛症、黒色毛包發育異常症、剪毛後脱毛症、パターン脱毛症

1 5. 先天性および遺伝性疾患

シェルティー・コリーの家族性皮膚筋炎、表皮水疱症、犬の若年性蜂窩織炎、エーラス・ダンロス症候群、魚鱗癬

1 6. 犬のその他の皮膚疾患、爪と外耳の疾患

肝・皮膚症候群、角層下膿疱症、足皮膚炎、肢端舐性皮膚炎と行動異常、犬の光線皮膚炎、無菌性好酸球性肉芽腫、ループス性爪炎、外耳炎と中耳炎

1 7. 猫のその他の皮膚疾患

好酸球性肉芽腫症候群、猫のアレルギー性皮膚炎、形質細胞性足皮膚炎、猫の光線性皮膚症、猫の腫瘍随伴性皮膚症、皮膚脆弱症、ざ瘡

1 8. 皮膚の腫瘍

有棘細胞癌、基底細胞腫、毛包起源腫瘍、アポクリン起源腫瘍、エックリン起源腫瘍、脂腺起源腫瘍、組織球腫、肥満細胞腫、皮膚リンパ腫

別表 2. 海外獣医皮膚科学術会議

Asian Veterinary Dermatology Meeting

North American Veterinary Forum

Annual Congress of European Society of Veterinary Dermatology

World Congress of Veterinary Dermatology

別表 3. 日本獣医皮膚科学会認定医制度委員会が定める国内学術会議

日本獣医皮膚科学会学術大会

日本獣医学会学術集会

日本小動物獣医学会

別表 1. に挙げた海外学術会議

別表 4. 日本獣医皮膚科学会認定医制度委員会が定める学術雑誌

獣医臨床皮膚科

日本獣医学会誌

日本獣医師会誌

海外獣医学術雑誌

(様式1)
認定医講習会の受講申請書

申請日 年 月 日

ふりがな	
氏名	
勤務先	
勤務先住所	〒
電話	
F a x	
自宅住所	〒
電話	
F a x	
E - m a i l	
連絡先	勤務先 自宅 (○をおつけ下さい)

本用紙を下記事務局にFAXにてお送りください。追って講習会のご案内をさせていただきます。
なお講習会は満員になり次第締め切らせていただきます。

日本獣医皮膚科学会事務局

(学会事務取扱代行)

〒174-0051 東京都板橋区小豆沢2丁目9番19号 株式会社タスプ内

TEL：03-5916-4162 FAX：03-5916-4163 E-mail：info@jsvd.jp

(様式2)
認定医試験受験申請書

申請日 年 月 日

ふりがな				写真
氏名				
生年月日	年	月	日生(歳)	
性別	男・女	本籍		
勤務先				
住所	〒			
電話				
連絡先住所	〒			
電話				
F a x				
E - m a i l				
学歴 および 職歴				

本用紙を下記事務局に郵送にてお送り下さい。追って認定医試験のご案内をさせていただきます。

日本獣医皮膚科学会事務局

(学会事務取扱代行)

〒174-0051 東京都板橋区小豆沢2丁目9番19号 株式会社タスプ内

TEL : 03-5916-4162 FAX : 03-5916-4163 E-mail : info@jsvd.jp

(様式 3)
診療実績記録
(Excel作成可)

症例番号	診察日	症例名前	動物種	年齢	性別	診断
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

(様式4)
認定医資格更新申請書

申請日 年 月 日

ふりがな				写真
氏名				
生年月日	年	月	日生(歳)	
性別	男・女	本籍		
勤務先				
住所	〒			
電話				
連絡先住所	〒			
電話				
F a x				
E - m a i l				
学歴 および 職歴				